

Google LLC らによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び  
第三者からの情報・意見の募集について

令和5年10月23日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、Google LLC（法人番号 3700150072195）らによる独占禁止法違反被疑行為について、審査を開始し、また、後記のとおり第三者からの情報・意見を受け付けることとしました。

本件情報・意見の募集は、当委員会が令和4年6月に公表した「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて — アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化 —」（別紙参照）に基づき、個別事件の審査の初期段階において、初めて実施するものです。

なお、当委員会が、本件審査を開始したこと及び第三者からの情報・意見の募集を行うこととしたことは、独占禁止法に違反する行為が存在することを意味するものではありません。

記

1 情報・意見募集の対象となる独占禁止法違反被疑行為

Google LLC らは、

- ① Android 端末メーカーとの間で、当該端末メーカーが製造する端末への「Google Play」と称するアプリケーションストア等の搭載を許諾するに当たり、「Google Search」と称する検索アプリケーション、「Google Chrome」と称するブラウザアプリケーション等自己のアプリケーションを併せて搭載させ、搭載する際の当該アプリケーションのアイコン等の端末画面上の配置場所を指定する内容の許諾契約を締結すること
- ② Android 端末メーカーらとの間で、自己と競争関係にある事業者の検索アプリケーションを搭載しないこと等を条件に、自己が検索連動型広告サービスから得た収益を分配する内容の契約を締結すること

により、自己と競争関係にある事業者の事業活動を排除し、又は取引先事業者の事業活動を制限している疑いがあります。

問い合わせ先（情報・意見の提出方法関係）	IT・デジタルタスクフォース 公正取引委員会事務総局審査局第四審査上席 （デジタルプラットフォーマー担当） 電話 03-3581-4009（直通）
問い合わせ先（取材関係）	公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 電話 03-3581-3381（直通）
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a>

## 2 情報・意見提出の要領

住所、氏名（法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び情報・意見提出者の氏名）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、郵送・電子メールのいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による情報・意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

情報・意見は、できるだけ具体的に記載したものとしてください。

### [情報・意見の提出先]

#### <郵送の場合>

公正取引委員会事務総局審査局第四審査上席（デジタルプラットフォーム担当）  
〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟  
（郵送いただいた書類等は返却できませんので、その旨御了承願います。）

#### <電子メールの場合>

電子メールアドレス ga\_2023-〇-jftc.go.jp  
（迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「-〇-」としております。電子メール送信の際には、「@」に置き換えて利用してください。）

### [情報・意見の提出期限]

令和5年11月22日（水）18:00必着

## 3 情報・意見の取扱い

寄せられた情報・意見については、本件審査のためにのみ使用いたします。また、寄せられた情報・意見に対して回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、住所、氏名（法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び情報・意見提出者の氏名）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、御提出いただいた情報・意見の内容に不明な点があった場合等の連絡に利用するものであり、この連絡以外の目的では利用しません。

デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて【抜粋】  
—アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化—

令和4年6月16日  
公正取引委員会

1. ～ 3. (略)

4. エンフォースメントの強化

デジタル化等の社会経済の急速な変化等に迅速かつ的確に対応して、デジタル市場等における公正かつ自由な競争を促進していくために、公正取引委員会では、独占禁止法違反行為に対して積極的に対処してきている。排除措置命令や課徴金納付命令といった厳正な法執行を行うことを基本としつつも、特に複雑かつ急速に変化するデジタル市場の特性を考慮すれば、競争上の問題をより早期に是正することも重要であり、これまでも、個別の事件の特性に即して、平成30年12月に導入された確約手続や、審査対象となる関係事業者とのコミュニケーションを通じた自主的な改善措置の申出により迅速かつ機動的な競争の回復を図ってきたところである。これらにより講じられた措置には、金銭的価値の回復措置など従来の排除措置命令とは異なる効果的な措置も講じられている。

また、令和元年12月に改定した企業結合ガイドライン及び手続対応方針に基づく迅速かつ的確な企業結合審査を実施しているところである。

加えて、公正取引委員会では、今後、情報収集を強化してデジタル市場等における独占禁止法違反被疑行為の一層の探知や企業結合審査に取り組むとともに、デジタル市場特有の構造等も踏まえた的確な分析によって競争への影響等を明らかにしていくために、以下のような取組により厳正かつ的確なエンフォースメントを推進していく。

(1) 個別事件に係る情報・意見の募集

これまで、公正取引委員会は、事件審査や関係事業者に与える影響を考慮し、当委員会が措置を講ずる(又は審査を終了する)段階までは、個別事件の審査について公表を行っていない。

他方で、デジタル・プラットフォーム事業者の取引やビジネスモデルはオープンに行われ公知の事実となっている場合が多く、こうした行為に関する競争上の懸念を提起する個別事件の審査を公表することによる審査活動等への影響は、秘密裡に行われるカルテル・入札談合等の場合に比べれば大きくないと考えられる。むしろ、こうしたデジタル・プラットフォーム事業者の行為の影響は多面的でかつ広範囲にわたることが多く、その市場に与える影響を正確に分析するには、広範囲の事業者等から多様な情報を収集する必要がある。

このため、デジタル・プラットフォーム事業者に対する事件等において、情報収集を効率的・効果的に行う必要がある場合は、公表に伴う審査活動等への影響も慎重に比較衡量した上で、個別事件の審査の初期段階等であっても、事件の概要を公表して、広く第三者から情報・意見を募集する。この場合、公表して情報・意見を募集する旨を事前に審査の対象となる関係事業者に通知するとともに、審査の対象となるその①事業者名及び②違反被疑行為の概要を明らかにする。

企業結合審査については、これまでも第2次審査を開始した案件について、第2次審査開始と同時に第三者から意見聴取する旨公表し、広く意見を求めてきたところであるが、デジタル市場の案件を中心に、複雑かつ急速に変化する市場状況において、より広く第三者からの意見を収集する必要があると考えられるような企業結合案件については、第2次審査の開始の如何を問わずに、必要に応じて、第三者から意見聴取する旨公表し、情報・意見を募集する。

(以下略)

# 情報・意見募集の対象行為やその影響等に関する概念図

(注) 図中の行為や影響等は、今回の事件審査の対象となるものであり、現時点で公正取引委員会が存否や内容を認定したものではない。

